3　法第三条第三項第三号の厚生労働省令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

4　法第三条第三項第四号の厚生労働省令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

（父母指定者の届出）

第一条の三　法第四条第一項第二号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）が児童手当の支給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件児童（法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2　第二条第一項中「法」を「一般受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「一般受給者」という。）が法」に、「請求は」を「請求を行う場合には」に、「様式第二号」を「様式第四号」に改め、同条第二項中「第三号」を「第七号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　施設等受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「施設等受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第五号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

4　前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所等児童に係る前条第四項第一号に掲げる書類を添えなければならない。

第三条を次のように改める。

第三条　一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をいう。）が三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二　一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童が小学校修了後中学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定する小学校修了後中学校修了前の児童をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

三　一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

四　一般受給者に係る支給要件児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

2　施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。）が三歳以上の施設入所等児童（同号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二　施設等受給者に係る施設入所等児童のうち中学校修了前の施設入所等児童（法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。第七条第二項において同じ。）が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

第四条第一項中「受給者」を「一般受給者」に、「様式第三号」を「様式第六号」に改め、同条第二項中「第一条第二項第四号から第六号まで」を「第一条の四第二項各号」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

3　施設等受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。

4　前項の届書には、第一条の四第四項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

第五条の見出し中「氏名変更」を「氏名変更等」に改め、同条中「受給者」を「一般受給者」に、「、氏名」を「、氏名（法人にあつては、その名称）」に、「様式第四号」を「様式第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　施設等受給者が小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を行う者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の名称を変更したとき。

二　施設等受給者が里親（児童福祉法第六条の四第一項に規定する里親をいう。以下同じ。）であり、かつ、その氏名を変更したとき。

三　施設等受給者が障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該障害児入所施設等の名称若しくは種類を変更したとき。

四　氏名を変更した施設入所等児童があるとき。

第六条の見出し中「住所変更」を「住所変更等」に改め、同条第一項中「受給者」を「一般受給者」に、「住所地」を「住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」に、「住所を」を「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を」に、「様式第四号」を「様式第八号」に改め、同条第二項中「受給者」を「一般受給者」に、「様式第四号」を「様式第八号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し

二　当該児童が第一条の理由により日本国内に住所を有しなくなつたときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第六条に次の一項を加える。

4　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　当該施設等受給者が、小規模住居型児童養育事業を行う者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき。

二　当該施設等受給者が、里親であり、かつ、その住所地の市町村の区域内において住所を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。

三　当該施設等受給者が、障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき若しくは当該障害児入所施設等の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。

第七条中「受給者は」を「一般受給者は」に、「様式第五号」を「様式第十号」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、引き続き法附則第二条第一項の給付の支給を受けることとなるとき、又は一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。